

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,364 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 (15,232 単位)				
		要介護3 (22,157 単位)				
		要介護4 (24,454 単位)				
		要介護5 (26,864 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,338 単位)				
		要介護2 (13,724 単位)				
		要介護3 (19,963 単位)				
		要介護4 (22,033 単位)				
		要介護5 (24,296 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (567 単位)					
	要介護2 (634 単位)					
	要介護3 (703 単位)					
	要介護4 (770 単位)					
	要介護5 (835 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)			
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)			
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 「(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)				
		(1月につき 500単位を加算)				
		(1月につき 350単位を加算)				
		(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合 「(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)				
		(1日につき 16単位を加算)				
		(1日につき 12単位を加算)				
		(1日につき 12単位を加算)				
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)				注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)				
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目